

## 菊池市請負工事成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、菊池市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、市長が評定を行う必要がないと認めるものについては、評定を省略することができる。

### (評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）及び監督を行う者（以下「監督員」という。）とする。

2 前項に掲げる評定者は、次の者とする。

- (1) 検査員 菊池市工事検査要綱（平成17年告示第112号）第9条に規定する検査員
- (2) 総括監督員 工事担当課係長以上の者
- (3) 主任監督員 工事の担当者

3 市長は、やむを得ない場合は、前項第2号の規定にかかわらず、総括監督員を別に選任することができる。

### (評定の方法)

第5条 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表、工事成績採点表及び細目別評定点採点表（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

### (評定の時期)

第6条 検査員は検査を実施したとき、監督員は工事がしゅん工（一部しゅん工を除く。）したとき、それぞれ評定を行うものとする。

### (評定結果の報告)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表等により市長に評定結果の報告を行うものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対し、工事成績(修正)評定通知書(様式第1号。以下「通知書」という。)により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 市長は、前条の規定により評定結果を通知した場合において、当該評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正しなければならない。

2 市長は、前項の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を通知書により当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条第2項の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日(菊池市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除く。)以内に、書面により、市長に対し評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書(回答)(様式第2号)により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により回答する場合において、必要があると認めるときは、菊池市工事成績評定評価委員会要領(平成30年訓令第12号)に規定する菊池市工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行し、改正後の菊池市請負工事成績評定要領の規定は、同日以後に契約される請負工事について適用し、同日前に契約された請負工事については、なお従前の例による。